

SHARING TECHNOLOGY

シェアリングテクノロジー株式会社

証券コード：3989

第19期 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年12月22日（月曜日）
午後1時（受付開始 午後0時30分）

場所

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
KITTE名古屋 3階
JPタワー名古屋
ホール&カンファレンス
ホール

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
お間違えのないようご注意ください）

決議
事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第19期定時株主総会を2025年12月22日に開催いたしますので、
ここに招集ご通知をお届けさせていただきます。

今後も引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役CEO 森吉 寛裕

ミッショントリニティ MISSION

新たな仕組みで、安心な暮らしを、

私たちは、「お困りごと」が発生したとき
少しでも早く安心していただく、
また当社のサービスがあることで「お困りごと」が起きても大丈夫と
安心して暮らせる、そんな世界を目指します。
これまでこれからも、
社会のニーズにあわせサービスを進化させ続けます。

株主各位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
シェアリングテクノロジー株式会社
代表取締役CEO 森吉寛裕

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第19期定時株主総会招集ご通知」及び「第19期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sharing-tech.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード(3989)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」の記載内容をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年12月19日(金曜日)午後6時までに到着するようご返送いただくか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申しあげます。

詳細につきましては、後記の「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月22日(月曜日)午後1時(午後0時30分受付開始)
2. 場 所 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 KITTE名古屋 3階
JPタワー名古屋 ホール&カンファレンス ホール
裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないよう
ご注意ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第19期(2024年10月1日から2025年9月30日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期(2024年10月1日から2025年9月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 2. 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を掲載しておりません。
(1)事業報告「財産及び損益の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
(2)連結計算書類「連結財政状態計算書」「連結損益計算書」「連結持分変動計算書」「連結注記表」
(3)計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
(4)監査報告書「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 4. 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト <https://www.sharing-tech.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権を行使いただけますようお願い申しあげます。

事前にご行使いただける場合

●「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2025年12月19日(金曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下
「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をスマートフォ
ンかタブレット端末で読み取ります。

●パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2025年12月19日(金曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

●書面による議決権行使 ●

行使期限

2025年12月19日(金曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示いただき、行使
期限までに当社株主名簿管理人に
到着するようご返送ください。議決
権行使書面において、議案に賛否の
表示がない場合は、賛成の意思表示
をされたものとして取り扱わせていた
だきます。

当日ご出席いただく場合

●株主総会へ出席 ●

株主総会開催日時

2025年12月22日(月曜日)

午後1時



同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について

その他のご照会

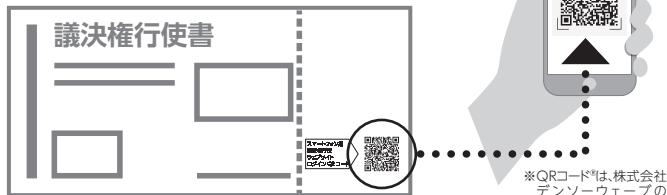
0120-652-031 (9:00~21:00)

0120-782-031 (平日9:00~17:00)

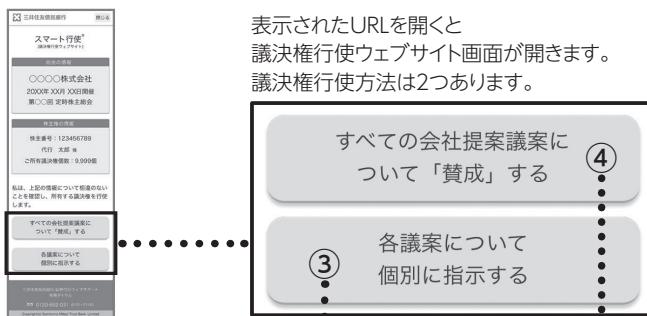
●「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

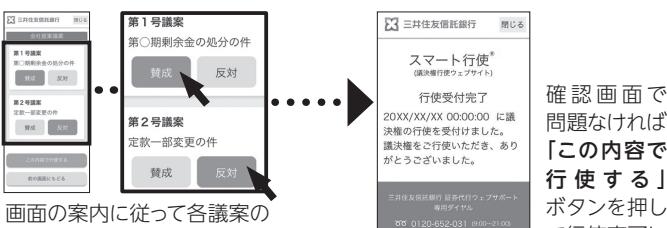
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



②議決権行使ウェブサイトを開く



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

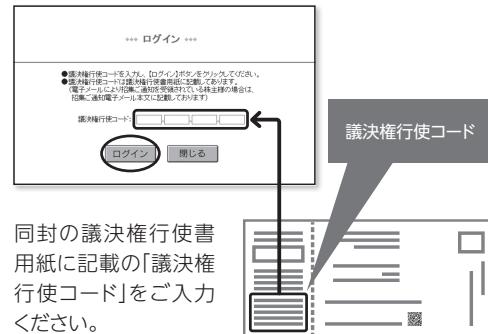
●パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

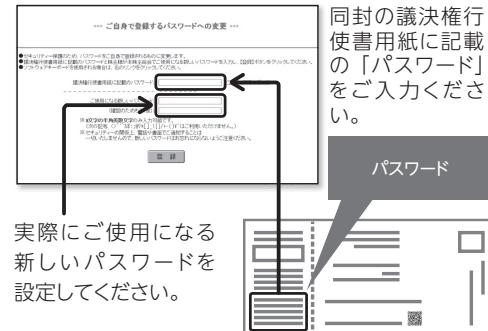


②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

1	片山 善隆	かたやま よしたか (1985年10月31日生)	再任	所有する当社の株式数 47,000株
---	-------	-----------------------------	----	-----------------------

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月 株式会社三井住友銀行 入行

2011年5月 株式会社高木製作所 入社

2014年8月 アイシン・エイ・ダブリュ株式会社(現 株式会社アイシン) 入社

2018年8月 当社 入社

2019年10月 当社 執行役員就任

2020年12月 当社 取締役 ソリューション事業部長兼コネクト事業部長就任

2022年12月 当社 取締役COO ソリューション事業部長兼コネクト事業部長就任

2023年4月 アズサポート株式会社 代表取締役就任(現任)

2025年6月 当社 取締役COO 施工事業部長兼コネクト事業部長就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 片山善隆氏は、アズサポート株式会社の代表取締役を兼務し、同社は当社との間に取引関係があります。

もりよし のぶひろ
2. 森吉 寛裕 (1989年8月29日生)

再任

所有する当社の株式数 250,000株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年4月 株式会社ジャフコ(現 ジャフコ グループ株式会社) 入社
2018年4月 当社 入社
2018年12月 当社 取締役CFO 経営戦略室長就任
2019年2月 当社 代表取締役 共同経営者就任
2019年12月 当社 代表取締役CEO就任 経営全般担当(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 森吉寛裕氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

うえ だ えいさく
3. 植田 栄作 (1991年1月8日生)

再任

所有する当社の株式数 59,900株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年12月 当社 入社
2018年8月 当社 取締役 マーケティング事業部長就任
2021年7月 当社 取締役 Web事業部長就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 植田栄作氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は、保険料を負担しておりません。被保険者が業務遂行に起因して負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1	原田 千秋	はら だ ち あき	(1961年10月12日生)	再任	所有する当社の株式数	2,500株
---	-------	-----------	----------------	----	------------	--------

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 日本電装株式会社(現 株式会社デンソー) 入社
1990年 5月 コロンビア大学経営学修士(MBA)取得
2000年 2月 米国公認会計士登録
2005年 1月 DENSO DO BRASIL LTDA. 事務統括役員
2009年11月 株式会社デンソー 内部統制室長
2019年 2月 当社 入社
2021年 6月 当社 取締役監査等委員就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 原田千秋氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

あさ い ひろ お	再任	社外	独立	所有する当社の株式数	0株
2. 淺井 啓雄	(1983年8月7日生)				

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2007年9月 楽天株式会社(現 楽天グループ株式会社) 入社
2012年2月 有限責任あずさ監査法人 入所
2016年7月 柴田会計事務所(現 税理士法人アドバンス) 入所
2016年10月 当社 取締役就任
2019年6月 淺井啓雄公認会計士・税理士事務所 代表(現任)
2019年12月 当社 取締役監査等委員就任(現任)
2020年5月 株式会社カルテットコミュニケーションズ 社外監査役就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 淺井啓雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

ぜん り ゆう いち	再任	社外	独立	所有する当社の株式数	0株
3. 善利 友一	(1985年9月21日生)				

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2012年12月 虎ノ門法律経済事務所 入所
2017年12月 当社 監査役就任
2019年12月 当社 取締役監査等委員就任(現任)
2020年8月 弁護士法人Zenos(旧 善利法律事務所) 代表社員(現任)
2024年12月 株式会社ピアズ 社外監査役就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 善利友一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 淺井啓雄氏及び善利友一氏は、社外取締役候補者であります。
2. 淺井啓雄氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、同氏が当社の社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結のときをもって9年2ヶ月、このうち監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結のときをもって6年であります。
3. 善利友一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの在任期間は、本総会終結のときをもって6年であります。
4. 淺井啓雄氏は、監査法人、会計事務所における経験と見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
5. 善利友一氏は、弁護士として法律に関する高い経験と見識を有しており、社外取締役としての監査機能の実効性を高めていただくため、社外取締役として選任するものであります。
6. 当社は浅井啓雄氏及び善利友一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、各候補者との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各候補者が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は、保険料を負担しておりません。被保険者が業務遂行に起因して負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以 上

事 業 報 告

第19期 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用及び所得環境の改善や企業収益の回復などを背景に、緩やかな景気の回復基調が見られました。一方で、物価上昇や資源価格の変動、米国の通商政策等による影響等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、『暮らしのお困りごと』事業に戦略的に経営資源を投入することで、持続的成長に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上収益は8,579,864千円(前年同期比14.4%増)、営業利益は2,074,042千円(前年同期比15.9%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,413,204千円(前年同期比3.7%減)となりました。

なお、当社グループは、『暮らしのお困りごと』事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

売上収益	8,579,864千円
営業利益	2,074,042千円
親会社の 所有者に帰属 する当期利益	1,413,204千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は343,107千円であります。主な設備投資としましては、土地の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における主な資金調達の状況につきまして、新株予約権の行使により総額693,894千円を調達いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な経営課題と認識し、事業展開を図る方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① WEBを中心とした集客力の向上

当社の『暮らしのお困りごと』事業では、ポータルサイト『生活110番』とジャンルごとの専門性が高いパーティカルメディアサイトの運営を主として行っております。

今後、当社がさらなる集客力強化を図るためには、リスティング広告(注1)を始めとする有料広告経由及びオーガニック検索(注2)経由の流入を強化することが不可欠であると認識しております。

この課題に対応するため、当社ではサイトの再構築、UIの強化、コンテンツの拡充及び流入経路の拡大により、より一層の集客力強化を図ってまいります。

- (注) 1. リスティング広告とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、その検索キーワードに連動して表示される広告を指します。
2. オーガニック検索とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、表示される検索結果のうちリスティング広告等の広告枠でない部分を指します。

② 優良な加盟店ネットワークの拡充

当社は、現在全国に7,222店(2025年9月30日時点)の加盟店ネットワークを築いております。今後より一層のサービス向上のために、お客様満足度の高い加盟店との関係性を強化することが重要であると考えております。

そのため、お客様の満足度調査や調査結果のフィードバック等を実施するだけでなく、日々の加盟店とのコミュニケーションを密にすることでネットワークをより強固なものとし、今後の継続的な発展及び経営基盤の安定を図ってまいります。

③ 基幹システムの強化

当社は、加盟店と一気通貫で案件の一括管理ができるシステム『Mover』を開発、運用しております。

事業の継続的な発展及び経営基盤の安定化には、当システムの安定稼働の他、お客様や加盟店、当社のオペレーターの利便性を高めるための機能の拡充や増強が不可欠であると考えております。

『暮らしのお困りごと』をより効率的に、もれなく受注・解決するためのインフラを目指し、十分な施策を講じられるよう優秀な人材の確保に努めるとともに、蓄積されたノウハウを活用し、ユーザーニーズに即したシステムの開発、運用を進めてまいります。

④ お客様満足度の向上

当社は、お客様に「お困りごと」が発生したときに少しでも早く安心していただくため、日々現場からのニーズを当社サービスプラットフォームとシステムに反映するとともに、加盟店のサービス水準のさらなる向上に努めています。その結果、クレーム率は約0.2%と極めて低値にて推移しております。引き続きお客様満足のためにサービス向上に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが今後さらなる事業拡大を図るために、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため当社グループは、内部統制グループを中心に、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、各種業務の標準化と効率化を図ってまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保及び当社グループの成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。優秀な人材を確保するため、継続的な採用活動を通じて、当社グループの企業理念、風土に合った人材の登用を進めてまいります。また、組織体制を強化していくため、教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行ってまいります。

⑦ システムの安定的な稼働

当社のポータルサイト『生活110番』及びバーティカルメディアサイトは、WEB上で運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保・拡充に努めてまいります。

⑧ 自社施工の取り組み

業界の理解の深化及びより適正な価格で高品質なサービス提供を追求するために、当社スタッフ及び当社グループによる自社施工を一部で進めております。この場合、施工についての全責任を当社が負うことになると認識しております。そのため、施工管理を徹底すると同時に、施工の人材の確保と育成に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
アズサポート株式会社	5,000千円	70.0%	害獣、害虫の駆除・消毒等サービス業

(注) 上記以外に連結子会社が1社ありますが、当社グループに及ぼす影響度が僅少であり、かつ全体としても重要性がないため、記載を省略しております。

(7) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

『暮らしのお困りごと』事業

暮らしのお困りごと(一般家庭で生じる生活トラブル関連サービス)を対象としたWEBサービス

(8) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

① 当社

本社 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋19F

② 子会社

アズサポート株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋19F

(9) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

当社グループの合計従業員数は、229名(パートタイマー27名を除く)であります。

(10) 主要な借入先 (2025年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項(2025年9月30日現在)

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 23,931,269株 (自己株式498,531株を除く) |
| ③ 株主数 | 6,998名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	3,551,600株	14.84%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,890,400株	7.89%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,572,500株	6.57%
野村證券株式会社	1,136,123株	4.74%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	744,729株	3.11%
和田 修治	680,000株	2.84%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	491,500株	2.05%
JPモルガン証券株式会社	383,106株	1.60%
SG/UCITS V/INV	374,500株	1.56%
上田ハム短資株式会社	365,500株	1.52%

(注) 当社は、自己株式498,531株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載しております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項

(2025年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	森 吉 寛 裕	経営全般
取締役 COO	片 山 善 隆	施工事業部長兼コネクト事業部長 アズサポート株式会社 代表取締役
取締役	植 田 栄 作	Web事業部長
取締役 (監査等委員)	原 田 千 秋	一
取締役 (監査等委員)	淺 井 啓 雄	浅井啓雄公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社カルテットコミュニケーションズ 社外監査役
取締役 (監査等委員)	善 利 友 一	弁護士法人Zenos 代表社員 株式会社ピアズ 社外監査役

- (注) 1. 取締役の浅井啓雄氏及び善利友一氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会が主体となり内部監査担当を通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、浅井啓雄氏及び善利友一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)の浅井啓雄氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	役員賞与	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	112,500	97,500	15,000	3
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	4,800	4,800	—	1
監査等委員である社外取締役	6,000	6,000	—	2

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名(うち社外取締役は0名)、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役は2名)であります。

2. 当社では役員の報酬等に関して、2019年12月19日開催の株主総会の決議により、それぞれ取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内とする旨が定められております。なお、2019年12月19日開催の定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名(うち社外取締役は0名)、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役は3名)であります。
3. 当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が当該決定方針と整合していることや、任意の報酬諮問委員会からの答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬及び役員賞与と定めており、固定報酬は月額払い、役員賞与を支給する場合には、年に1回一定の時期に支払うものとしております。役員賞与は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため売上収益、営業利益を軸とした業績を反映した金銭報酬とすることとしております。これらの報酬の水準、支給割合は、経営環境、他社の報酬水準や、従業員の処遇水準などを踏まえ、報酬諮問委員会で検討・審議を行い、上記報酬限度額内において、この答申を尊重し取締役会にて決定することとしております。なお、当事業年度の売上収益、営業利益の実績は事業報告「1. (1)事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみと定めており、月額で支給しております。その報酬水準は、上記報酬限度額内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときには限られます。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は、保険料を負担しておりません。被保険者が業務遂行に起因として負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載しております。

(4) 会計監査人の状況

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして認識しております。将来の事業拡大と企業体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当として年1回の剰余金の配当を安定的かつ継続的に実施していくことを基本方針としております。

また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境、将来のための成長投資等を総合的に判断し、1株当たり40円としました。

(注) 本事業報告中に記載の金額等は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,151,929	流動負債	1,708,824
現金及び預金	5,172,595	未払金	943,793
売掛金	897,760	未払費用	66,027
契約資産	5,668	未払法人税等	316,688
商品	2,298	未払消費税等	76,194
前払費用	62,448	前受金	208,376
未収入金	493	賞与引当金	42,696
その他	16,064	役員賞与引当金	15,000
貸倒引当金	△5,399	その他の	40,047
固定資産	633,585	固定負債	34,914
有形固定資産	321,591	資産除去債務	34,914
建物附属設備(純額)	4,124		
工具、器具及び備品(純額)	6,335		
車両運搬具(純額)	1,385		
土地	309,745		
無形固定資産	22,615	負債合計	1,743,739
ソフトウエア	14,072	純資産の部	
ソフトウエア仮勘定	1,914	株主資本	4,911,881
無形資産	6,628	資本金	716,412
投資その他の資産	289,378	資本剰余金	1,981,624
関係会社株式	95,500	資本準備金	1,981,624
破産更生債権等	17,752	利益剰余金	2,714,035
繰延税金資産	51,976	その他利益剰余金	2,714,035
差入保証金	141,873	繰越利益剰余金	2,714,035
その他の	28	自己株式	△500,190
貸倒引当金	△17,752	新株予約権	129,893
資産合計	6,785,515	純資産合計	5,041,775
		負債・純資産合計	6,785,515

損 益 計 算 書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,546,276
売 上 原 価		256,794
売 上 総 利 益		7,289,482
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,568,325
營 業 利 益		1,721,156
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	941	
受 取 家 賃	27	
償 却 債 権 取 立 益	2,322	
雜 収 入	96,036	99,327
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	76	
支 払 手 数 料	3,654	
雜 損 失	1,974	5,705
經 常 利 益		1,814,779
特 別 利 益		
短 期 売 買 利 益 受 贈 益	1,799	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	4,059	5,859
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,820,638
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	429,196	
法 人 税 等 調 整 額	174,610	603,807
当 期 純 利 益		1,216,831

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

シェアリングテクノロジー株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸田好彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シェアリングテクノロジー株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月20日

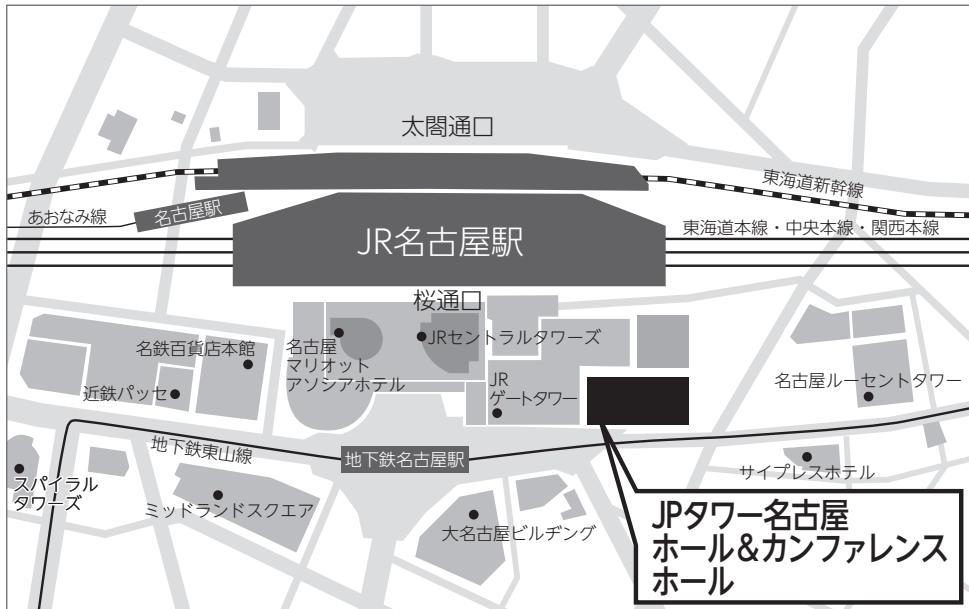
シェアリングテクノロジー株式会社 監査等委員会
監査等委員 原 田 千 秋
監査等委員(社外) 淺 井 啓 雄
監査等委員(社外) 善 利 友 一

以 上

株主総会会場 ご案内図

JPタワー名古屋 ホール&カンファレンス ホール

所在地 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
KITTE名古屋 3階
TEL 052-586-1800



周辺アクセス

お願い：当日々駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

交通のご案内

- JR「名古屋駅」桜通口出口から徒歩約1分
- 地下鉄東山線・桜通線「名古屋駅」10番出口から徒歩約1分

シェアリングテクノロジー株式会社

〒450-6319 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋19F
TEL 052-414-5919

